



2

(地 306)

令和 3 年 9 月 21 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事

釜 菴 聡

松本 吉郎

(公印省略)

入管法の規定により本邦に在留することができる外国人で「短期滞在」等の在留資格を有する方への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省健康局健康課予防接種室・出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室より、各都道府県衛生主管部（局）及び在留関連事務主管部（局）宛に標記の文書が発出されました。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施について（指示）」

（令和3年8月2日一部改正）及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」によりご対応いただいているところですが、コロナ禍において国際的な往来が規制され、本国に帰国できない等やむを得ない事情により、3か月以上本邦に在留する方（以下「帰国困難者」という。）がおります。

この帰国困難者が、新型コロナワクチンの接種を希望する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）の窓口へ申し出た場合は、当該市町村の区域内に居住していることが明らかであれば、接種の対象として差し支えありませんので、接種を希望する方に対して適切に接種が行われるよう、ご対応方よろしくお願い申し上げます。

なお、居住の確認に資するため、出入国在留管理庁から帰国困難者に対し、新型コロナワクチンの接種を希望する場合は居住する市町村の窓口へ申し出るよう案内するはがき（別添）が郵送されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関への周知方につき、ご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

各（都道府県）  
（市町村）  
（特別区）

衛生主管部(局) 御中  
在留関連事務主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室  
出入国在留管理庁在留管理支援部  
在留管理課在留管理業務室

入管法の規定により本邦に在留することができる外国人で「短期滞在」等の在留資格を有する方への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施について（指示）」（令和3年8月2日一部改正）及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」により対応いただいているところ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定により本邦に在留することができる外国人の方のうち、住民基本台帳に記録されていない3か月以下の在留期間が決定された方及び「短期滞在」の在留資格で在留している方の中には、コロナ禍において国際的な往来が規制され本国に帰国できない等やむを得ない事情により、3か月以上本邦に在留する方（以下「帰国困難者」という。）がいます。

この帰国困難者が、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）の窓口申し出た場合には、当該市町村の区域内に居住していることが明らかであれば、前述の指示等に基づく接種の対象として差し支えありませんので、接種を希望する方に対して適切に接種が行われるよう、ご対応方よろしくお願いいたします。

なお、居住の確認に資するため、出入国在留管理庁から帰国困難者に対し、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する場合は居住する市町村の窓口申し出るよう案内するはがき（別添）を郵送します（はがきは、本事務連絡発出後1か月半から2か月の間に郵送します。）。あわせて、同庁から市町村（在留関連事務主管部(局)）に対し、情報連携端末のメール機能を用いて当該市町村の区域内に郵送された同はがきの宛先一覧を送付します（宛先一覧の到着まで、最大で本事務連絡発出後1か月ほどを要します。）。これらについても適宜活用をお願いいたします。

(表・左)

(表・右)

郵便はがき

**IMPORTANT : COVID-19**

発信者 100-8973

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理業務室  
東京都千代田区霞が関1-1-1Residency Management Office, Residency Management and  
Support Department,

Immigration Service Agency, Government of Japan

1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

**【市町村（特別区を含む。）窓口担当者へのお願ひ】**

本はがきを持参した方は、3カ月以下の在留期間が決定された方又は短期滞在の在留資格で在留する方（住民登録の義務がないため、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種券が送られていない方）のうち、コロナ禍において国際的な往来が規制され本国に帰国できない等やむを得ない事情により、3か月以上本邦に在留する方です。各市町村においてワクチン接種手続をお願いいたします。

（見開き・左） 【やさしい日本語版案内文】

このはがきは、3か月以下の在留期間 ≤ 日本に在ること  
 ができる期間 > の人、または、短期滞在の在留資格の人の  
 なかで、自分の国に帰ることができず、3か月以上日本に  
 住んでいる人に送っています。

あなたが、新しいコロナウイルスの病気 (COVID-19) の  
 ワクチンを打ちたい場合、いま住んでいるところ (市、町、村)  
 の役所に、

- ① パスポート (Passport)
- ② このはがき

を持って行って、「ワクチンを打ちたい」と伝えてください。

※ ワクチン打つための手続は、役所によって違います。

いつワクチンを打つことができるかなど、くわしいことは、役所に  
 聞いてください。

※ わからないことがあれば、地域の相談窓口で聞いてください。

地域の相談窓口

日本語

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



英語 / English

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005173.pdf>



(各窓口で対応できる言葉が違います。)

（見開き・右） 【左記内容を多言語で記載したHPを案内】



# COVID-19



- (日本語) 新型コロナウイルスに関するお知らせです。
- (英語) This is an announcement regarding the new corona vaccine.
- (中国語 (簡体字)) 这是关于新型冠状病毒的公告。
- (中国語 (繁体字)) 這是關於新冠病毒疫苗的公告。
- (フランス語) Il s'agit d'une annonce concernant le nouveau vaccin corona.
- (インドネシア語) Ini adalah pengumuman mengenai vaksin corona baru.
- (クメール語) វគ្គគ្រោងរាយការណ៍អំពីវ៉ាក់សាំងកូរ៉ូណាថ្មី។
- (韓国語) 신종 코로나 백신에 관한 소식입니다.
- (ミャンマー語) ဤသည်မှာ Corona ဘာသာရေးဆိုင်ရာ အသိပေးခြင်းကြေညာချက်ဖြစ်သည်။
- (モンゴル語) Энэ бол шинэ титмийн вакцины талаархи мэдэгдэл юм.
- (ネパール語) यो नयाँ कोरोना खोप सन्ध्या योषण हो।
- (ポルトガル語) Este é um anúncio sobre a nova vacina corona.
- (ロシア語) Это объявление о новой вакцине от короны.
- (スペイン語) Este es un anuncio sobre la nueva vacuna corona.
- (タガログ語) Ito ay isang anunsyo hinggil sa bagong bakuna sa corona.
- (タイ語) นี่เป็นการประกาศเกี่ยวกับวัคซีนโควิด-19
- (ベトナム語) Đây là thông báo liên quan đến vắc xin corona mới.
- (アラビア語) هذا إعلان بخصوص لقاح كورونا الجديد.



(上記二次元コードは  
 仮のものです。)